

講演会

開催報告

みんなが幸せになれる税金のあり方・使われ方

～高齢化社会・不安社会における税制を考える～

開催日 2014年2月18日(火) 10:00~12:30
 会場 場所：飯田橋・東京都消費生活総合センター16F 教室A
 講師 青山学院大学法学部教授・弁護士日本の法学者、弁護士
 三木 義一さん
 参加人数 30名
 主催 東京都生協連

プログラム
 開会挨拶
 講演とグループワーク
 質問タイム
 閉会



納税者である国民は税金の話になると後ろ向きになりがちだが、主権者である私たちはもっとしっかりしなければいけない。世界の状況も含めて日本はどうなっているのか、非常に面白い三木先生のお話を聞いてはじめての一步からしっかり学びましょう。



司会
 パルシステム東京
 理事 小林 淳子さん

2012年8月10日に、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税等の一部を改正する等の法律案」が可決され、2014年4月に8%にアップし、現在、2015年10月の10%アップが検討されています。これを機に、主権者としてこれからの日本の税金問題を考え、みんなが幸せになれる税のあり方・使われ方を学びました。

はじめに

税金は、長い間一部の権力者に取られるもので、国民が税について決めることはできず、言われるままに支払うものだった。日本では新しい憲法と普通選挙権ができたことで税は主権者である国民が決め支払うものになったのだから、消費税だけではなく、身の周りのさまざまな税に疑問を持とう！考えよう！

酒税は40%
 消費税 5%
 ビールの価格はいくら？
 税分はいくら？



当店の価格は全て税抜価格です。
 消費税分、酒税分、たばこ税分、その他税
 税金分はレシとして別途精算させていただきます。

講演&グループワーク

一番過酷な税は 100 年前の
 沖縄の人頭税

もしもスーパーにこんな
 POPがあったとしたら

講演の中にグループワークを盛り込み、3つの設問からグループで話し合ったことからさらに三木先生がお話を加えるというスタイルで講義が進められました。

※→はグループから多くあった回答

設問1) 消費税の軽減税率に賛成ですか？ →課題はあるが食料品など生活必需品には必要だと思う

◆軽減税率を考える

軽減税率をいれると、どこで線引きするか、という大問題が生じます。食料品という場合、お菓子はどうするのか、アルコールが入ったものはどうするのか、等に加え、外食との区別も問題になります。お店で食べた外食で、持ち帰ったら食料品にするしかないと思いますが、これらの基準とその判断を巡って様々なトラブルが発生します。

確かに、軽減税率を入れないと消費税は非常に不公平な税制になります。しかし、税法の公平性を個々の税制ごとに公平なものにしていくか、民主党政権が主張したように消費税額控除などを通じて税制全体で公平にするか、さらに北欧のように財政支出を通じて税の逆進性を調整していく方法もあり得ます。

日本の場合、財政支出の不公正さ、不透明さが突出しています。税率引き上げを契機に支出内容に目を向けましょう。

設問2) 外税で2000円と書いてあるのでレジに持って行ったら2160円といわれました。160円払うのはあなたの義務ですか？

→支払う義務は販売側だと思うが、商品価格だと言われたら払わない訳にはいかないのでは？

◆消費税の納税義務者を考える

- 消費者は納税義務者ではない
- 納税義務者は業者。つまり間接税
- 直接税としての消費税・ゴルフ場利用税など（温泉に入るとかかる入湯税もこれ！）
- ・私たちが業者と交わしているのは、売買契約に過ぎない。その価格は本来当事者双方での合意。

設問3) 札幌まで飛行機で行くと消費税がかかりますが、パリに行くと？インターネットで国外の業者の電子コンテンツをダウンロードすると消費税はかかる？

→その会社の所在地が海外ならかからないのではないかな？

◆輸入・輸出時の消費税問題を考える

輸出取引は国内取引

輸入取引は国外取引

しかし、これでは消費に負担を求めるとい趣旨に合わなくなる。

輸出されたものは国外で消費され、輸入されたものは国内で消費されるのが通例だからである。

そこで、

輸出取引は国内取引に該当するも輸出免税(法7条・8条)とし、輸入については、国内取引に該当しなくとも保税地域からの引取りの段階で消費税を課すこととしている(法4条2項)。

消費税法では、役務の提供である場合 当該役務の提供が行われた場所（当該役務の提供が運輸、通信その他国内及び国内以外の地域にわたって行われるものである場合、その他の政令で定めるものである場合には、政令で定める場所）となっている。役務の提供を行う者の役務の提供に関わる事務所の所在地で変わる。

海外に事務所を作られたら課税出来なくなるんです



◆税金そのものを考える

- 1) 税は、我々の所有権の行使？
- 2) どういう社会を作るかのメッセージ？
- 3) 減税は公共がやることを少なくする主張＝自己責任国家
- 4) 増税は公共の責任を重くする主張。政府に対する信頼が不可欠

税金がどのように使われているか、国民には知る権利がある。予算のオープン化を求めよう！

◆おわりに・・・

まだまだ市民国家として我々は未成熟で、日本という国の主権者は我々であるという自覚を持っている人は多くない。しかし、過渡的なことに過ぎない主権者として、市民として助け合いの精神を、国のレベルにまでつなげていこう。

アンケートより

- ・税を考えるにあたり、国家に何を求めるかまで視野に入れて考える必要があることが分かりました。所得税も上がり、子供手当もなくなり負担が増すばかりで、その使途の開示が充実することを強く求めます。
- ・とてもわかりやすく楽しい内容でした。税というと難しい感がありますが、このような形で教えていただくとありがたいです。
- ・税について詳しく知ろうとしてないことに気づかされました。減税＝施策を減らすことも分かり、今後税金の使われ方にも注視していかないといけないと思いました。
- ・冒頭あいさつで、お話を聞いてとても面白いお話をしてくださる講師とおっしゃっていましたが、全くその通りでした。進行ではレジュメの1ページ目だけのような感じでしたが、終わってみたら全てを網羅していてとても不思議な感じでした。